

京都市告示第 95 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成16年1月13日付けで認可した南里町内会について、規約変更及び代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示します。また、平成22年5月10日付け京都市告示第59号において、代表者の住所に誤記があったので、その訂正も合わせて告示します。

平成23年4月28日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 区域

変更前	変更後
京都市伏見区（以下省略）醍醐南里町33番地，（中略），52番地の64及び52番地の79，（中略），醍醐榎ノ内町1番地，（中略），13番地～15番地，16番地の1，（以下変更が無いため省略）	京都市伏見区（以下省略）醍醐南里町33番地，（中略），52番地の64，52番地の77及び52番地の79，（中略），醍醐榎ノ内町1番地，（中略），13番地～15番地，15番地の2，16番地の1，（以下変更が無いため省略）

2 代表者の氏名

変更前	変更後
下村 三千男	内海 克己

3 代表者の住所

変更前	変更後
京都市伏見区醍醐構口町7番地	京都市伏見区醍醐構口町11番地

4 代表者（下村三千男）の住所の訂正

変更前	変更後
京都市伏見区醍醐溝口町7番地	京都市伏見区醍醐構口町7番地

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)